

(令和7年度**修士課程**進学予定者対象)
日本学生支援機構「特に優れた業績による返還免除」修士課程等内定制度の申請から認定まで

1. 特に優れた業績による返還免除 修士課程内定制度とは

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う「[特に優れた業績による返還免除制度](#)」は、大学院において[第一種奨学金（授業料後払い制度含む）](#)を受け、「当該課程における貸与期間中の業績が特に優れていると認められる者」に対し、貸与終了時に奨学金の全額または半額を免除する制度ですが、本制度は、令和7年度に本学大学院修士課程入学予定者のうち、第一種奨学金の貸与を希望し、在学中に特に優れた業績を挙げる見込みがあると日本学生支援機構が認定した場合に、前述の返還免除の候補者としてあらかじめ内定することができる制度です。

2. 対象者（以下①～④をすべて満たす者）

① 令和7年度に本学大学院修士課程に入学を希望する者で、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を希望する者

※合否判明前でも申請可能ですが、不合格の場合や他大学院に進学する場合は、申請は取下げとなります。

※外国籍の場合、在留資格が、法定特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等の者

② 大学学部等において、現在修学支援新制度を利用している者（JASSO の給付奨学生）、または、申請時点で住民税非課税世帯である者

修学支援新制度利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点で家計基準に基づく支援区分の見直しにより「停止中」⇒対象外 ・家計基準のうち資産額のみ基準外で「停止中」⇒対象 ・民間奨学金との併合調整等で「停止中」⇒対象 ※家計急変採用で、3月時点で支援区分対象外となった場合は申請資格を失います。
住民税非課税世帯	申請時に取得する最新の課税（所得）証明書等で、本人及び生計維持者が非課税であると確認できることが必要です。生計維持者は原則父母2名。

③ 特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること

※本学では全研究科の進学者が申請可能です。どちらの特定分野にて推薦するかは大学側で判断します。

④ 将来、上記「特定分野」における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができることと認められること

3. 選考基準および、結果通知までの流れ

入試成績、学部成績、家計基準等をもとに「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」により学内で各種委員会等の段階的な評価を経て選考し、機構に推薦順位をつけて推薦します。

選考および推薦の流れ

時期	手続き内容
12月下旬～1月下旬	下書き用紙に記入（本学 HP よりダウンロード） 事前申請（本学 HP の申請フォームより）→ID/パスワード（PW）の受領 スカラネットにより申請、および必要書類郵送
～3月中旬	返還免除内定候補者の学内選考
3月下旬	内定候補者を機構に推薦。学生課から申請者に、推薦可否結果を通知
(4月上旬)	(在学採用で第一種奨学金（または授業料後払い制度）に申し込む)
7月下旬	機構から大学に、正式な決定通知を送付

4. 申請方法 **(※全ての手続きを期限内に完了した方のみ申請を受け付けます)**

(1) **下書き用紙に記入** 藝大 HP よりスカラネットの下書き用紙をダウンロードし記入（事前申請までに必須）

(2) **事前申請** 藝大 HP のリンクから事前申請フォームにて申請を行う

※以下の証明書および画面スクショの準備を行ってから、事前申請を行うこと

→対象要件を満たしている方のみスカラネット申請 ID と PW をメールにて通知します

該当者のみ	スカラネットパーソナル (SP) の詳細情報画面のスクショ	<ul style="list-style-type: none"> 現在、給付奨学生の者 SP の詳細情報（奨学生番号、支援区分および銀行口座名義人が確認できる）画面のスクショ
該当者のみ	本人、生計維持者（原則父母2名）の非課税（所得）証明書（写）	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の者 全項目証明（所得金額、課税額、控除が記載）の市区町村発行「令和6年度（令和5年分）所得課税証明書」（申請日の3ヶ月前以降に発行したもの） <p style="text-align: right;">生計維持者についてはこちらを参照</p>
該当者のみ	在留カード（写）	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍以外の者（現在、機構の奨学生は提出不要）

(3) **スカラネット申請** ID 等を受け取った後、以下の日本学生支援機構 HP（スカラネット）より申請を行う
「返還免除内定制度の申し込み」 <https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

(4) **書類の提出** 学部の成績証明書、その他の書類（任意）を学生課へ郵送にて提出

全員提出	学部の成績証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 本学の在学学生、卒業生は提出不要
該当者のみ	音楽研究科進学予定者のみ ・業績申請書（業績資料含）	入学前の顕著な業績がある者は提出（任意） ・業績申請についての詳細は こちら ※様式や記入見本は、本学 HP よりダウンロード可

※事前申請完了後、5日以内に ID/PW のメールが届かない場合（年末年始を除く）は学生課まで問い合わせ下さい

5. 申請期限および提出先 **(※申請期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けません)**

事前申請	令和7年1月10日(金) 17時まで
スカラネット入力申請	ID・PW受領 ~ 令和7年1月17日(金) 25時まで
書類提出	令和7年1月24日(金) 消印有効

【書類提出先】 下記の住所まで**書留速達**で郵送してください。

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 東京藝術大学 学生課奨学係 宛

封筒の表に、「**返還免除(修士内定) 申請書類在中**」と朱書きで記入してください。

(期限までに余裕のある場合は速達でなくても構いませんが、必ず配達記録の残る方法で郵送してください。)

6. 注意事項

◆進学後の4月に必ず、第一種奨学金または授業料後払い制度(※1)への申請を行ってください。進学後6カ月以内に採用されなかった場合は内定候補者としての効力を失います。

(※1 授業料後払い制度申請者は、授業料免除・徴収猶予の申請もセットで行う必要があります。)

◆内定者については、進級時に中間評価があり、内定者として相応しい成績を修めていない場合は、内定が取り消される場合があります。

◆内定者は、貸与期間の終了する年度には、他の学生と同様に在籍時の業績を申請する必要があります。この時点で免除が決定するわけではないので、ご注意ください。

◆内定者の身分を取り消されても、(大学で懲戒等を受けていない前提で)ふさわしい業績があれば、貸与期間終了時に他の学生と同じ方法で返還免除の申請をすることは可能です。

◆内定者に選ばれた方は、貸与終了時の選考で免除候補者となるために、在籍中はご自身の専門分野において十分な業績を残せるよう研鑽を積んでください。

◆内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)にのみ適用されます。

■問合せ先

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

東京藝術大学 学生課奨学係 Email: syogaku@ml.geidai.ac.jp

業績申請について(音楽研究科進学予定者のみ)

音楽学部 学生募集係 Email: music.admissions@ml.geidai.ac.jp